

平成21年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について  
(資料編①平成21年度の実績)

【 目 次 】

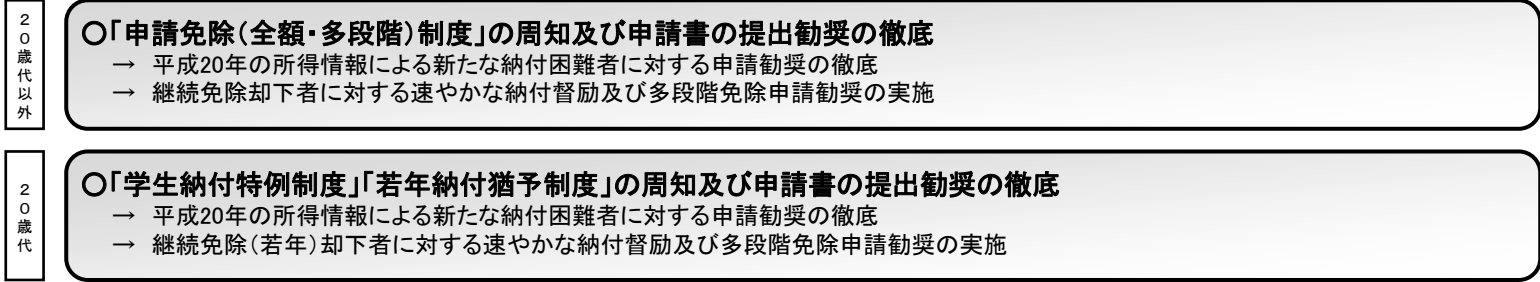
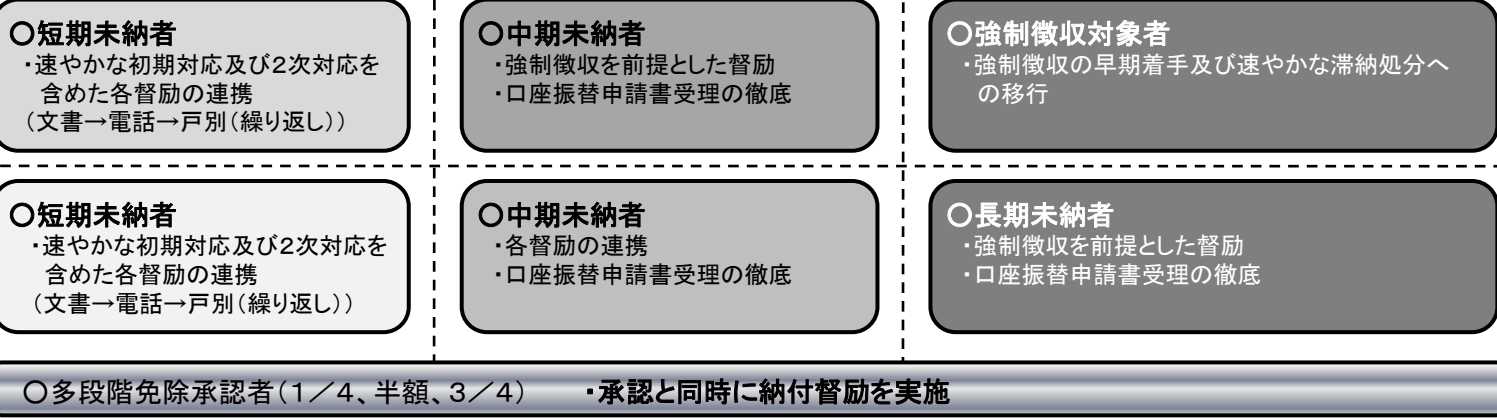
①平成21年度行動計画における取組	1
②納付督促の実施状況	2
③免除等の実施状況	3
④強制徴収の実施状況	4
⑤国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況	5
⑥その他の状況	9

# ① 平成21年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、分子と分母の両面への取組を具体化した。  
(概念図参照)

## 納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握



納付月数の増加目標

免除等申請受理目標

未納月数	1 ~ 6	7 ~ 12	13 ~ 24
------	-------	--------	---------

## ② 納付督促の実施状況

(取組状況)

- 年金記録問題への対応に労力を要したことから、職員等による督促活動が十分に実施できなかった。
- 市場化テストによる納付督促は、平成19年10月より95か所、平成20年10月より90か所で実施し、平成21年10月から127か所を追加した。これに伴い、電話納付督促件数が増加しているが、戸別訪問督促件数は減少している。

区 分	市場化テスト対象事務所〔127事務所〕 (平成21年10月から実施)			市場化テスト対象事務所〔90事務所〕 (平成20年10月から実施)			市場化テスト対象事務所〔95事務所〕 (平成19年10月から実施)			合 計		
	①20年度の 実施件数	②21年度の 実施件数	対前年度比 (②÷①)	③20年度の 実施件数	④21年度の 実施件数	対前年度比 (④÷③)	⑤20年度の 実施件数	⑥21年度の 実施件数	対前年度比 (⑥÷⑤)	⑦20年度の 実施件数	⑧21年度の 実施件数	対前年度比 (⑧÷⑦)
電話納付督促	145万件	296万件	204.1%	486万件	806万件	165.8%	850万件	867万件	102.0%	1,481万件	1,969万件	133.0%
再掲(市場化テスト以外の委託)	130万件	51万件	39.2%	48万件	—	—	—	—	—	178万件	51万件	28.7%
再掲(職員・収納指導員)	15万件	8万件	53.3%	10万件	5万件	50.0%	8万件	3万件	37.5%	33万件	16万件	48.5%
再掲(市場化テスト事業者)	—	238万件	—	428万件	800万件	186.9%	842万件	864万件	102.6%	1,270万件	1,901万件	149.7%
戸別訪問督促	682万件	243万件	35.6%	238万件	70万件	29.4%	184万件	110万件	59.8%	1,103万件	422万件	38.3%
再掲(国民年金推進員)	672万件	229万件	34.1%	220万件	38万件	17.3%	135万件	55万件	40.7%	1,026万件	321万件	31.3%
再掲(職員・収納指導員)	10万件	2万件	20.0%	3万件	1万件	33.3%	1万件	1万件	100.0%	14万件	4万件	28.6%
再掲(市場化テスト事業者)	—	12万件	—	15万件	31万件	206.7%	48万件	54万件	112.5%	63万件	96万件	152.4%
催告状	298万件	468万件	157.0%	247万件	300万件	121.5%	274万件	541万件	197.4%	818万件	1,309万件	160.0%
再掲(社会保険事務所)	298万件	420万件	141.0%	174万件	176万件	101.1%	10万件	279万件	2790.0%	482万件	875万件	181.5%
再掲(市場化テスト事業者)	—	48万件	—	73万件	124万件	169.9%	264万件	262万件	99.2%	337万件	434万件	128.8%

※上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは一致しない場合もある。

### ③ 免除等の実施状況

- 市町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当すると思われる者に対して、申請勧奨文書（ダイレクトメール）を送付。その後、未申請の者に対し、職員及び国民年金推進員が、電話や戸別訪問による再勧奨を実施。
- こうした取組みの結果、平成21年度における第1号被保険者数に占める全額免除者数の割合は、前年度を0.9ポイント上回った。

#### ■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	20年度		21年度		対前年度比	
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	(B - A)	割合 (%)
第1号被保険者数	1,966万人	—	1,951万人	—	△15万人	—
全額免除者数等合計	521万人	26.5%	535万人	27.4%	14万人	+0.9ポイント
法定免除者数	114万人	5.8%	120万人	6.2%	6万人	+0.4ポイント
申請全額免除者数	204万人	10.4%	215万人	11.0%	10万人	+0.6ポイント
学生納付特例者数	165万人	8.4%	163万人	8.3%	△2万人	△0.1ポイント
若年者納付猶予者数	37万人	1.9%	37万人	1.9%	0	0.0ポイント

(注1) 第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

(注3) 上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは合致しない場合もある。

#### ④ 強制徴収の実施状況

- 平成21年度の強制徴収の取組みについては、最終催告や督促の件数は平成20年度をやや上回ったが、差押え件数や獲得納付月数は前年度を下回る結果となった。

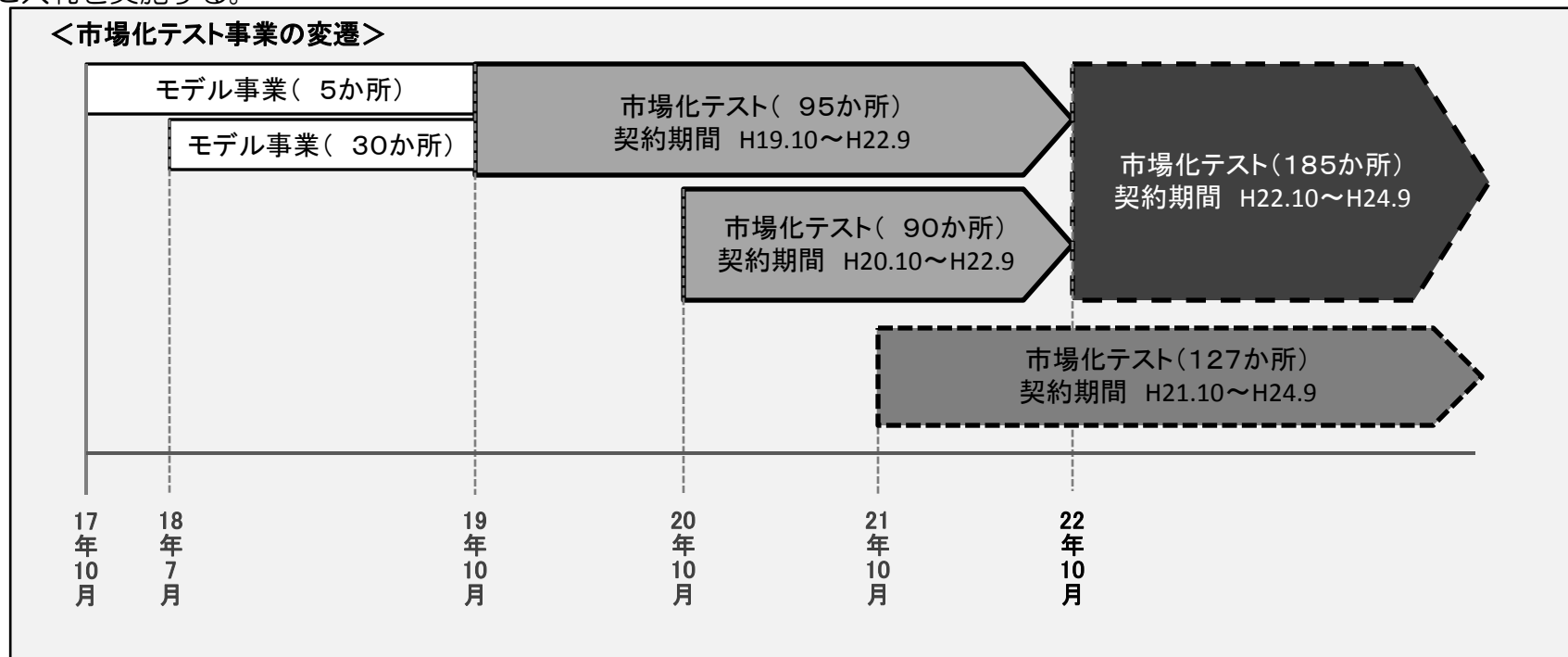
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
最終催告件数	当年度実施件数	9,653件	31,497件	172,440件	310,551件	40,727件	16,350件	17,131件
	15年度からの累計	9,653件	41,150件	213,590件	524,141件	564,868件	581,218件	598,349件
督促件数	当年度実施件数	321件	3,724件	37,126件	121,113件	28,485件	8,160件	10,061件
	15年度からの累計	321件	4,045件	41,171件	162,284件	190,769件	198,929件	208,990件
差押件数	当年度実施件数	21件	125件	3,048件	11,910件	11,387件	5,534件	3,092件
	15年度からの累計	21件	146件	3,194件	15,104件	26,491件	32,025件	35,117件
強制徴収手続きによる獲得納付月数	当年度実施件数	一月	113,447月	430,988月	894,955月	968,855月	370,338月	225,223月
	16年度からの累計	一月	113,447月	544,435月	1,439,390月	2,408,245月	2,778,583月	3,003,806月

注) 「強制徴収手続きによる獲得納付月数」について、平成15年度は集計を行っていない。

## ⑤ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

### 1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定している。
- 平成18年7月からは、30か所の社会保険事務所を追加して「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月からは、90か所の社会保険事務所を追加して、合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月からは、127か所の社会保険事務所を追加して、全312社会保険事務所で実施。免除勧奨業務を追加した。
- 平成22年10月から、平成19年および平成20年事業の契約更改に伴い、免除勧奨業務を追加した上で185か所の年金事務所を対象に入札を実施する。



## 2 実施状況

### 要求水準の達成状況 (平成21年度)

#### (1) 事務所別の要求水準達成状況

- 平成19年10月開始分は、達成12事務所、未達成83事務所、平成20年10月開始分は、達成1事務所、未達成89事務所となっている。平成21年10月開始分は、全ての事務所(127事務所)で未達成となっている。

		全 体		現年度保険料		過年度保険料	
		達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
継続95か所 (19年10月開始)	20年度	24事務所	71事務所	3事務所	92事務所	74事務所	21事務所
	21年度	12事務所	83事務所	4事務所	91事務所	40事務所	55事務所
継続90か所 (20年10月開始)	20年度	1事務所	89事務所	12事務所	78事務所	0事務所	90事務所
	21年度	1事務所	89事務所	0事務所	90事務所	75事務所	15事務所
拡大127か所 (21年10月開始)	20年度	—	—	—	—	—	—
	21年度	0事務所	127事務所	0事務所	127事務所	0事務所	127事務所

#### <要求水準の設定の考え方>

##### (平成19・20年度実施分)

年金(社会保険)事務所ごとの前年度納付率(見込)に「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を要求水準とした。

【加算率】・過去の納付率の平均伸び率などを参考に契約期間中の毎年度の率(一律)を設定。  
(現年度:0.6%、過年度:0.3%)

##### (平成21年度実施分)

年金(社会保険)事務所ごとの平成20年度納付率(見込)に、毎年度一律の「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を要求水準とした。

【加算率】・近年の中で最も納付率の高かった平成17年度の納付率をベースにして、契約期間中の毎年度の率を設定。  
(現年度:1.5%→6.0%、過年度:2.7%(1年目)、1.8%(2年目))

#### <最低水準の設定の考え方>

年金(社会保険)事務所ごとの前年度納付率(見込)を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。

## (2) 納付月数の要求水準達成状況

- 市場化テスト受託事業者に対して平成21年度に要求した要求水準（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況を見ると、平成19年10月及び平成20年10月から継続実施している185事務所では、それぞれ、93.5%及び84.2%であるが、平成21年10月開始の127事務所では63.6%と低調である。この結果、平成21年度における受託事業者全体の要求水準の達成率は、82.4%にとどまっている。
- 市場化テスト受託事業者に対して平成21年度に要求した現年度保険料における最低水準（当該区域を管轄する年金事務所（社会保険事務所）の前年度の実績と同程度の水準）の達成状況を見ると、平成19年10月から継続実施している95事務所では98.3%であるが、平成20年10月から継続実施している90事務所及び平成21年10月開始の127事務所では、それぞれ、65.5%及び68.2%と低調である。この結果、平成21年度の現年度保険料における受託事業者全体の最低水準の達成率は、76.0%にとどまっている。

		要求水準	最低水準	収納実績	達成率(要求水準)	達成率(最低水準)
現年度保険料	継続95か所(19年10月開始)	2,451,077月	2,024,154月	1,989,528月	81.2%	98.3%
	継続90か所(20年10月開始)	2,447,538月	2,123,385月	1,391,702月	56.9%	65.5%
	拡大127か所(21年10月開始)	3,203,349月	2,935,179月	2,003,068月	62.5%	68.2%
	小計	8,101,964月	7,082,718月	5,384,298月	66.5%	76.0%
過年度保険料	継続95か所(19年10月開始)	4,139,365月	3,954,706月	4,171,631月	100.8%	105.5%
	継続90か所(20年10月開始)	2,418,212月	2,338,447月	2,706,137月	111.9%	115.7%
	拡大127か所(21年10月開始)	1,165,971月	1,021,712月	777,805月	66.7%	76.1%
	小計	7,723,548月	7,314,865月	7,655,573月	99.1%	104.7%
現年+過年度保険料	継続95か所(19年10月開始)	6,590,442月	5,978,860月	6,161,159月	93.5%	103.0%
	継続90か所(20年10月開始)	4,865,750月	4,461,832月	4,097,839月	84.2%	91.8%
	拡大127か所(21年10月開始)	4,369,320月	3,956,891月	2,780,873月	63.6%	70.3%
	小計	15,825,512月	14,397,583月	13,039,871月	82.4%	90.6%



## 督促の実施状況

- 平成21年度における市場化事業者の督促件数は、電話納付督促が全体の督促件数の約80%を占めており、戸別訪問督促の件数は、全体の督促件数の約4%にとどまっている。

区 分	市場化テスト対象事務所〔127事務所〕 (平成21年10月から実施)		市場化テスト対象事務所〔90事務所〕 (平成20年10月から実施)		市場化テスト対象事務所〔95事務所〕 (平成19年10月から実施)		合 計	
	①20年度の 実施件数	②21年度の 実施件数	③20年度の 実施件数	④21年度の 実施件数	⑤20年度の 実施件数	⑥21年度の 実施件数	⑦20年度の 実施件数	⑧21年度の 実施件数
電話納付督促	—	238万件	428万件	800万件	842万件	864万件	1,270万件	1,901万件
戸別訪問督促	—	12万件	15万件	31万件	48万件	54万件	63万件	96万件
催告状	—	48万件	73万件	124万件	264万件	262万件	337万件	434万件
合 計	—	298万件	516万件	955万件	1,154万件	1,180万件	1,669万件	2,431万件

※上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは一致しない場合もある。

## ⑥ その他の状況

### 口座振替納付の利用促進

- 口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替前納割引制度」、「口座振替早期割引制度」の周知と利用勧奨を実施。しかしながら、新規口座振替利用者が伸びず、平成21年度における口座振替納付者は527万人にとどまり、口座振替利用率は36.3%（対前年度比△1.7ポイント）となった。

	平成20年度	平成21年度	対前年度比
口座振替納付者数	562万人	527万人	△35万人
口座振替利用率	38.0%	36.3%	△1.7ポイント

### クレジットカード納付の導入

- 平成20年2月からクレジットカードによる保険料納付の受付を開始し、納付方法の選択肢の拡大を図ったところである。平成21年度における利用者は約14万人であり、徐々にではあるが利用者は確実に増加している。

	平成20年度	平成21年度	対前年度比
クレジットカード納付者数	9万人	14万人	+5万人
クレジットカード利用率	0.6%	1.0%	+0.4ポイント

### コンビニ・電子納付の利用促進

- 平成21年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は1,107万件（対前年度比141万件増）、収納月数は1,764万月（対前年度比231万月増）となっており、全納付保険料の17%を占めた。コンビニエンスストア納付の3分の1は、20歳代が利用している。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、41万件（対前年度比3万件増）、収納月数は107万月（対前年度比12万月増）となり、着実な利用が図られている。

	平成20年度	平成21年度	対前年度比		平成20年度	平成21年度	対前年度比
コンビニ納付利用件数	966万件	1,107万件	+141万件	インターネット納付利用件数	38万件	41万件	+3万件
コンビニ納付収納月数	1,533万月	1,764万月	+231万月	インターネット収納月数	95万月	107万月	+12万月